

# 平成19年第12回東大和市議会建設環境委員会記録

平成19年12月14日（金曜日）

## 出席委員（7名）

委員長	関田 貢 君	副委員長	吉野 孝 君
委員	粕谷 久美子 君	委員	長瀬 り つ 君
委員	中村 庄一郎 君	委員	押本 修 君
委員	尾崎 信夫 君		

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（4名）

18番	中間 建二 君	19番	御殿谷 一彦 君
21番	大后 治雄 君	22番	二宮 由子 君

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	西永 宣昭 君
議事係長	小島 裕治 君	主事	新井 利恵 君

## 出席説明員（5名）

副市長	小飯塚 謙一 君	市民部長	北田 和雄 君
都市建設部長	氏井 博 君	産業振興課長	木下 恒雄 君
管理課長	木村 哲夫 君		

## 会議に付した案件

- (1) 第81号議案 市道路線の変更について
- (2) 第82号議案 市道路線の認定について
- (3) 第83号議案 市道路線の廃止について
- (4) 第66号議案 東大和市産業振興基本条例
- (5) 立野一丁目土地区画整理事業の施行について
- (6) 特定事件調査  
行政視察について

午前 9時30分 開議

○委員長（関田 貢君） ただいまから平成19年第12回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

---

○委員長（関田 貢君） 第81号議案 市道路線の変更について、第82号議案 市道路線の認定について、第83号議案 市道路線の廃止について、以上、3議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

以上、3議案につきましては、これより現地視察を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

それでは、これより現地視察を行います。

〔現地視察〕

○委員長（関田 貢君） 現地視察で路線の状況を確認いたしましたので、初めに第81号議案 市道路線の変更について及び第82号議案 市道路線の認定について、以上、2議案を一括して審査いたします。

以上、2議案につきまして、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（関田 貢君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第81号議案、市道路線の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決めます。

採決いたします。

第82号議案 市道路線の認定について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決めます。

次に、第83号議案 市道路線の廃止についてを審査いたします。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（関田 貢君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第83号議案 市道路線の廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○委員長（関田 貢君） 次に、第66号議案 東大和市産業振興基本条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（長瀬りつ君） 何点か伺いたいと思います。

ここの定義ですけれど、第2のところですね、事業者、商店街、商店会、経済関係団体、市民というふうに定義はされているわけですが、例えば経済関係団体であれば商工会法、あるいは農業協同組合であれば農業協同組合法という形で書いてありますが、それ以外の事業者、あるいは商店会もそうですが、商店会は——商店街って書いてありますね。何か基礎になる、根拠となる法令とかあると思うんですけど、そういったものをきちんと書いて、それに基づいてこういうふうに定義をしたという書き方にした方が条例ですからいいのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（木下恒雄君） こちらの定義におけます経済関係団体でございますが、東大和市におきましては、商店会が現在13商店会ございます。こちらの商店会につきましては、いずれも任意団体ということでございまして、本来であるならば商店会組織という関係の法律がございまして、任意団体であることから、そういった法律面につきましては、規定をしなかったということでございます。

以上であります。

○委員（長瀬りつ君） 商店街振興組合法みたいなものとか、古い法律ですけどありますよね、中小企業団体に対する法律もね。そういうものはじゃあ全然ないということですね、基礎にはないということですね。東大和市の地域特性にかんがみて、こういうふうに書かれたということですのでよろしいのでしょうか。

○産業振興課長（木下恒雄君） こちらにつきましては、もし団体ということで成立した場合につきましては、これも含めた中で対応できるようにというふうに考えてございます。

○委員（長瀬りつ君） ちょっと、私さっき市報を直近のものを少し調べたんですが、例えばパブリックコメント。素案の段階でパブリックコメントとか求められたんですけど、この条例案については。

○産業振興課長（木下恒雄君） こちらの条例案につきましては、商工会あるいは農業委員会、農業者の方にお諮りをしたということでございます。市民の方には求めてはいないということでございます。

以上であります。

○委員（長瀬りつ君） 少なくとも、市民の役割という書き方になっていますが、この書き方もちょっとあれなんですけど、例えばここでいろんな意見が出たときに、この条例案を変えるおつもりとかはあるんですか。足

りない部分があるんですけど、ここで意見を言えば、それに基づいてもう一度この条例案をつくり直すと言  
うとあれですけど、つくり直すほど大げさなものではないけれども、修正がきくのかどうかですね。ちょっと  
伺いたいですけど。（発言する者あり）議会が出せばいいんですよ、修正案を。（「出せばいいんですよ  
ね」と呼ぶ）だってパブリックコメントを求めてないって言うんだから。

○市民部長（北田和雄君） 今回の条例につきましては、基本的な考え方をまとめたものでございます。実際の  
産業振興となりますと、今後計画等、そういったものを策定していくこととなりますので、そちらの方で幅広  
い意見を求めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） たしか本会議のときでしたっけ、具体的な内容は計画策定のところで盛り込むという答  
弁もあったんですが、ただ全体的に考えて、この産業振興ですから、基本理念の中の産業振興が農業と工業と  
商業についてしか書いてないわけですよ。これ以外の産業あると思うんですが、そういうものについては、  
どういうふうに考えていらっしゃるんですか。例えば、東大和市の市内の中には介護をやっている事業者さん  
もあれば、それからいわゆる情報技術というんですか、そういうメディア関係の産業もあるというふうにする  
んですが、そういったものというのは、これの中のどこに入るんですか。どういうふうな形で、産業というも  
のは農・商・工だけではないというふうにするので、すべての産業って網羅しなきゃいけないと思うんですよ、  
産業振興なんですから。その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○市民部長（北田和雄君） 市内の産業につきましては、各種あることは承知していますが、ただここでは産業  
基盤が比較的、現在あります農業——これは農協などもございますし、あと商工会というところで掲載され  
ている工業、商業を一応基盤にこの条例ではとらえて、そこを中心に産業の活性化を図っていくというふう  
には考えています。今後各種産業の隆起によっていろいろな分野の拡大等があることも想定されますが、その点  
につきましては、より具体的な中で対応を図ればというふうには考えております。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） ただ、この基本理念のところというと、商業については商店街の充実と発展しか書いて  
ないんですよ、それでいいのかっていうことですよ。幾ら基本条例で、理念条例であっても、その辺の部分  
が——例えば産業分類の中で第3次分類に当たるようなものってあるじゃないですか。だから、そういうも  
のをきちんと書いて、新しい産業——振興ですから、産業振興なんですから、新しい産業も振興にさせるの  
に取り組んでいくというふうなものが、せめてここの中に書き込まれていなければ、産業振興とは言えないの  
ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（北田和雄君） 条例の1条の目的のところに書いてありますとおり、市民の暮らしと調和した産業  
と経済の発展を促し、市民生活の向上を図るという表現がしてございます。東大和市の特性として、住宅都市  
をベースにしております。その中で、住んでいる人たちの消費活動、そういったことをより利便性を図るとい  
うことがベースにございます。第3条の基本理念の中には、第2項で市の魅力を内外に発信し、にぎわいの創  
出による地域の活性化を図りながら振興するものとするということで、農・工・商以外の部分についても一応  
ここですべてとは申しませんが、想定はしているということでございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） それから、第7の最後の市民の役割のところなんですが、産業の振興が地域の活性化及  
び市民生活の向上に寄与することについて理解を深め——市民は理解を深めなさいよってということなんです

が、計画の中でどの程度実感できる仕組みがつくれるのかということと、それから市民はこの書き方だと理解を深め、産業の健全な発展に協力しろと。つまり市民は消費者としてのこれ役割しか求めていないのかっていう感じがするんですね、これだけ読むと。だから市民の協力が得られる仕組みづくりについては、どの程度検討していらっしゃるのでしょうか。

○市民部長（北田和雄君） 今回事業者中心の——産業と申しますと、それを生業としている方たちがいて、その人たちの業の振興ということで、産業振興条例という形をとっておりますが、確かに産業、商業すべてそうですが、消費者、あるいは市民、そういう方たちもいて、初めてそれが成り立つものだというふうには理解をしております。ただ、ここでは条例のベースとしては、業の振興ということを主眼に置いていますので、そちらを中心に書かせていただいております。ただ、今申しましたとおり、産業の振興の中では市民の役割というのは非常に大きなものがございます。今後計画策定の中では、その辺も十分配慮して考えて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（粕谷久美子君） 1点お伺いします。

今質問された以前のお話になってしまうかもしれないんですが、この産業振興基本条例に至る経過と申しますか、この条例をつくっていかうというところで、多くの方から意見や要望を出されているのかもしれないんですけど、そういった意見や要望を出された方たちの、どういった方たちから出されているかというようなところで、ちょっとお伺いをしたいんですが。

○産業振興課長（木下恒雄君） こちらの条例制定の要望ということでございますが、17年6月に商工会、こちらの方から、ぜひ産業振興条例の制定について、強く要望いたしますということで意見が出されております。商工会と申しますと、市内の商工業者、基本的には市内全体の商工業者という方々を代表する組織でございますので、そういった方々の方から要望をいただいたというふうに認識しております。

この意見ということでございますが、農業委員会の方からということでは、まず基本条例については理念を定めて、農業・工業・商業等の基本計画で、そういった施策について具体化をしてほしい。そういったことで、この基本計画で具体化する内容といたしましては、農業者の努力目標であるとか、あるいは市としての努力目標、そういった部分。さらにはこの条例の中には産業振興基本計画を策定することを明記してはいかがでしょうかというお話がございました。さらに、そういった計画を策定した場合については、ある程度実施状況だとか、進捗状況、そういった部分がある程度定期的に見直す、そういった部分も必要ではないかという御意見をいただきました。

また、JAの方ではやはり農業関係ということで、この項目の中で農業の分野でうたう部分について、特化した御意見をいただきました。そういった中では、まず3点ございまして、初めに新鮮で安全な農産物の供給。これについて進めていくことが必要であるということ。2点目といたしましては、やはり農業でございます。そういった中でまずは地域環境、これに配慮した農業を推進するという御意見をいただきました。また、3点目といたしましては、農業の方も公益的な役割に当たるかと思いますが、災害時における農地の避難場所としての有効活用、こういった部分も必要ではないかという御意見をいただきました。

次に、商工会の方でございますが、こちらにつきましては、まず商工会の方としても事業者につきましては、まずみずから創意工夫であるとか、地域環境との調和、あるいは消費生活の安定、あるいは安全確保に配慮、こういった市民生活への配慮をしながら事業の発展だとか、経営革新、人材の育成、勤労者の福利厚生、こう

いった部分が盛り込まれればよろしいのではないかという御意見をいただきました。そういった中では、やはり最も強い希望といたしましては、やはり商店会の組織率、これが低下しているという部分がございます。そういった部分では、商店会区域内の事業者につきましては、まず商店会への加入、こういった部分について、努力していただくよう明記してほしい、そういった部分の御要望がございました。

また、さらには商工会の方では、まず経済関係団体、そういった部分でそういった役割は持っておりますので、経済関係団体の役割につきましても、ある程度入れていただきたいというお話をいただいたところであります。

以上であります。

○委員（粕谷久美子君） ちょっと質問の趣旨がずれてしまったのかもしれないんですけど、やはりこういった産業振興ということは、市民も商業者も事業者も行政もということで、みんなで協力していくことが望ましいと思いますが、今の要望を受けたというところでは、商工会というところで主に進められて、意見をというふうにお話しされてはいたんですけど、それはこの条例案が出てからの意見であったかなと私はこの中に入れてほしいというようなことだと思うんです。やはり、市全体でやっていくのであれば、私はこの一番最後のところの市民の役割ということで、市民が本当に理解を深めというところでやらされ感のような、そういうところがあるので、やはり市民の協力を得られるような形の文章にしていく方がいいのかなと思います。もうちょっと、理解されるようなものにしていくべきではないかなと思います。

○産業振興課長（木下恒雄君） ただいま委員の方からお話がございました。この素案といいますか、策定段階の案が出てから、それぞれの機関の方から、こういった意見が出たのではないかということでございますが、基本的には素案を発表する前に、それぞれの関係団体の方にどういったことを規定したらよろしいかということで投げかけたという経緯がございます。

2点目の市民の意見、協力、こういった部分につきましては、まず事業者、あるいは行政、経済関係団体、そういったところで市民の協力が得られるように、まず努めることが大事ではないかなというふうに思っております。そういった中で、本当に市民の協力を得られるような土壌を、これからこの条例をもとに関係者が協力しながら進めていただければというふうに考えているところであります。

以上であります。

○委員（尾崎信夫君） この産業基本条例、ある意味では理念条例ということにされているんだろうと思いますけれども、東大和市がこれからの市として、どう発展していくかということのしっかりした基本路線というものを持ってなければ、理念条例ですからこそ夢のあるものを。もう一つは市民が潤えるような商業活性化、商業者が潤うんじゃなくて、まずは住民の要するに求めるものに近づいていくことが大事なんだろうと。なぜならば、この東大和市の商業というのは、どちらかというと消費者の購買力というのは、どうしても都内や立川や、また大型店の方に流れてしまう傾向にあるわけですね。大事なことはやはりその辺の市外に行かないような、もっと魅力のあるものをつくっていかねばいけないんですね。それには、商業者と住民が一体となって、新たなということはないんですけど、今現在あるものの中からまちづくりをつくっていくような方策は講じられていかねばならないんじゃないかと思うんですね。言いかえれば、この東大和市というのは、どちらかというと緑の関係はあるわけですから、その中でやはりそういうものとか、または各地域では祭りが行われたりしているわけですね。根っからそういうものがあるわけです。

そういうものを、もっともっと発展的にしていくとか、または今では新潟の方では美術といっても生活する

人々のものを一つの題材にしたもので、人集めのことを今行われている地域がございます。まさに新潟の本当に山奥でありますので、そこに人がやってくるなんていうことはなかなかないわけで、これは相当大々的にやっていますから、海外の優秀な美術家の人たちを呼んで、そこに住む人たちのそこはもうかなり高齢化して人もどんどん東京に出てしまうという中で、それを一つのきっかけにして、新たなまちづくりを起しているというのがあります。それらも厳密に、そこに人が約10万人とも20万人とも人がやってきている状況があるわけですから、ある意味では東大和市にとって何が必要であるのか、住民と商業者が一体となって、新たなまちづくりをつくらうという、一つの出発点というか、そういうものをやはりここに求めなければならないのではないかと思っています。それが、やはり大事なのではないか。その上で、商・工・農それぞれがどのようにかかわっていくかということ、しっかり持つことが私は大事なんだと思います。

だから、そういう意味ではせっかく基本条例ができましたから、そういう意味でのものをもっと発展して（発言する者あり）ここでかけられるわけですから、ぜひそういうものをもっと住む人たちが、いろんな意見が言い合える場所というものをつくっていくことが私は大事なんだと思いますので、これをきっかけにちょっとそういう商・工・農、住民、あわせたものの中で、またそれが本当にいいまちづくりになっていくような方向性を、ぜひこの中で新たな——ここには基本理念しか載ってないんで、その先どうするかというのがないものですから、そういうものをしっかり、まずそこら辺の夢を掲げるようなものを、ぜひつくってほしいと思います。

**○市民部長（北田和雄君）** 確かにおっしゃるとおり、まちづくりというのがやはりベースにあると思います。東大和市の場合は、狭山丘陵に象徴されるような自然——そこに人々が住んでいるということで、人と自然が調和した生活文化都市というような一つの方向性がございますので、その中で産業をどう振興させていくかということがあると思います。産業の振興につきましても、消費者というのは選択の自由がございますので、どちらで物を購入するかというのは、消費者がその価値判断で行動されております。ですから、産業者としては、消費者の方に寄って、事業者の方が消費者に近づいて、消費者に選ばれるような産業をどうやっていくかということが大変重要になっております。そのためには、事業者自身も市民等から意見を聞いていくことが必要となってくると思いますので、そういった場の設定とか、そういったことは今後計画の中で十分論議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員（吉野 孝君）** 今回の産業振興ということの基本条例、当委員会に調査が付託されたわけですが、今までのこの話の経過からすると、商工会からのそうした要望を酌んで、こうした条例をつくってこういうような方向で進んでいたということの中ですから、私はこの点でいうと、いろいろとやはり問題点があると思っています。なぜ問題点かということ、これは目的だとか、基本の理念だとかというのが書いてあるんですが、私はやはりこれは本当に実効性のある内容なのかということ、私疑問に思っています、それは。例えば、これはやはり担保するような市の責任がどこまであって、どこまでこの基本条例に沿って具体化が進んだのかと、こういうところの担保というのがないわけですね。そういう点でいうと、これはまさに目的だとか、理念だとかということ、それから市の責務だとかというのを書いただけであって、これがより具体的に、これが動くのかなということ、ちょっと私疑問に思っています。

例えば、私は今回のこの産業振興条例というのが、産業振興というごく一般的であって、この東大和市として何をやるのかということが、性格がはっきりしない、対象がはっきりしない。私は、やはりその点でいえ

ば、先ほど皆さんからも出ていたように、例えば中小企業、農業の振興だとか、そういう具体的な形で提起しないと、たしか都市農業というのは、東京都でいうと基幹産業になっているはずですよ。だから、そういう点からいうと、都市農業が東大和市でも基幹産業としてちゃんと位置づけられるということをやりたいと思いません。そうしてみると、この東大和市の産業振興条例という名前ではなくて、むしろ中小企業農業振興条例だとか、より具体的な形で提起しないと、これは私は絵にかいたもちになってしまって、実際に機能しないのではないかと。

それから、もう一つは目的の中にも書いてありますが、例えば産業の振興が地域の活性化に寄与するものであることにかんがみ、なんて書いてあるんですね。ごく一般的な行政のよく使う言葉ですけども、そういうことでは私は不十分だと思っています。例えば、先ほど中小企業、農業というのが、この東大和市の経済発展の基盤であるというのか、先ほど農業は都市農業としての——農業も大事な位置にあるんだとか、それからこういった中で私たちの地域の特性で、先ほど緑豊かなそういうものだとか、それから伝統をはぐくむようなものをきちんと位置づけて、そしてまちづくりの一翼を担う、その中小企業だとか、農業が果たしている社会的な役割というのを、きちんと位置づけるべきじゃないかと。そう重要なんだというふうに、私は正確に書かないと、こういうようただ単に寄与するものでかかんがみなんていうような単純なものではなくて、より具体的な提起をすることが必要かなと。

私は、その点でもう一つ基本理念の中にも書いてありますが、ただこれは基本理念であって、基本方針としてどんなものを具体的にこの中で提起するのかですよ。これは具体的になっていません。その点で、例えばここで言っている新技術でいうと、起業という——起こす業ってありますよね。起業だとか、創業だとか、新技術だとか、それから新事業の開発、これに対してどういうふうに支援していくのかとか。何かそういうような具体的な方針というの、やはりこの中に網羅されていかないと、それが実効性のないものになってしまうと。さらにですね、もう一つさっき言っていたの——こういったものの条例を本当に生かして、これが機能するようなものとして担保するのはどうしていくのかという点では、例えば中小企業だとか、農業の振興の協議会というのを設置して、そしてその中できちんと今までのこの条例に沿って、中小企業だとか、農業がどうだったのかと。こういったことでの協議会というのを設置することも大事じゃないかというふうに思っています。そういう点では、まだまだ調査、研究しなきゃならないなというふうに思っています。その点について、現段階でどういうふうにお考えなのか。

**○産業振興課長（木下恒雄君）** この条例の中で対象がはっきりしないという御意見がございました。そういった中では、第3条の中で農業・工業・商業ということで、当市の中の産業について、それぞれの基本的な役割と申しますか、そういう部分を述べております。そういった中では、ある程度対象としましては、他市の条例等を見ますと、例えば商業に特化した条例だとか、そういう部分がございますが、やはり当市におきましては、農業についても大事な産業であります。やはり商業についても大事な産業であります。工業におきましては、さらに大事な産業であるということで、この三つにつきまして規定をしているところでございます。

さらに、方針の中の具体的になっていないという部分でございますが、これにつきましては、この条例という部分では基本的にはそんなにころころ変わる部分ではないのではないか、ある程度そういった中で例えば時代の趨勢とともに、その事業の流れも変わってくるのが考えられます。そういった中では、やはり基本計画なり、振興計画、そういったものの中でより具体化を図っていくのがですね、その時代の趨勢に柔軟に対応できることになるのではないかなというふうに思っております。

また、こちらの実効性を担保するための市民だとか、事業者、そういった方々の委員会、そういった部分につきましても、今回条例の制定された暁には、やはりそういった部分、今後どうやって進めていくかについても、十分皆さんと議論をしながら進めていく必要があるというふうを考えております。

以上です。

○委員長（関田 貢君） 議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時22分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行います。

○委員（吉野 孝君） 私、この条例の中に市の責務というところがあります。この責務のことについても、各文言でも市の規定はあるんですが、例えばこの市の規定の前に規定する基本条例に基づき積極的にとか、何かそういうようなことを言いつつ、積極的に産業の振興に関する何とかとか。それから2項については、区市町村の連携を図るとともに、積極的に事業者及び経営関係団体と協力してとか、何かそういう市の側の積極性が見られてないのがちょっと残念なことと、もう一つ、やはりこういう施策をやるのにも、具体的に施策を検証する仕組み、これをどういうふうにつくっていくのかということも、先ほどこれは理念だということで、具体的な方針については、これからなんでしょう、ちょっとお聞きしますけども、私この点では現在の基本条例の中においても、現在の事業者だとか、農業者の活性化で希望の持てる環境づくりというのが大事だと思うんですね。先ほど尾崎委員も言いましたけども、希望の持てるとか、何かそういう環境づくりというのも理念の中に入れていくことも必要なんじゃないかと。その点で、私は先ほども言いましたけども、これを本当に条例を真に生かす、そうした担保として中小企業協議会だとか、農業振興協議会だとか、そういったものも設置するとか、そういうのもやはりこの理念の中には必要なんじゃないかなというふうに思うんです。ちょっとその点で今後のですね、この基本条例ができた以降、どういう方向で進もうとしているのか、お聞きしたいんですけど。

○産業振興課長（木下恒雄君） この条例の議決をいただいた後は、それぞれここで定めております産業分野——かなり広範囲にわたります。そういった中では、いろいろな情報収集であるとか、それぞれの機関だとか、あるいは市民の方々の意見、さまざまな分野で研究あるいは調査、そういったことが必要であろうというふうに思っております。そういった中では、この条例の議決をいただいた後は、情報収集であるとか、そういった部分を努めていきたいと思っております。

それと、先ほど御意見がございました市の理念の中で、市の積極性がないという部分が御意見がございました。この部分につきましては、第4条の第1項の中で規定してございます。こちらの最終的な文言ということでは、計画を策定するものとするというふうにならうとございます。そのほかの部分につきましては、努めるものとするということで、ちょっと変化を加えさせていただいております。こういったことで、ある程度市の方で積極的に取り組むという姿勢を示していこうと、こういったことの表現を採用させていただいたところであります。

以上であります。

○委員長（関田 貢君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないもの認め、質疑を終了いたします。  
討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（関田 貢君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第66号議案 東大和市産業振興基本条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○委員（長瀬りつ君） ここで提案をさせていただきたいと思います。

条例制定に当たり、附帯決議をつけていただきたいということで御提案いたします。

中身は、基本計画等の作成に当たっては、市民の意見を聞き、より実効性のあるものを立てるよう努められたい。

以上、附帯決議として御提案させていただきます。

○委員長（関田 貢君） お諮りいたします。

ただいま長瀬委員から、第66号議案に対し附帯決議が提出されました。

お諮りいたします。

第66号議案に対し、ただいまの附帯決議をつけることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（関田 貢君） 次に、立野一丁目土地区画整理事業の施行について、本件を議題に供します。

本件につきましては、本年6月の第2回定例会において、特定事件調査として建設環境委員会に調査を付託されたものであります。当委員会は、6月22日の第4回建設環境委員会を皮切りに8回の委員会を開催し調査を行い、9月28日の委員会において調査のための質疑を終了いたしました。その後11月5日以降、5回の協議会を開催して報告書の取りまとめの作業を行ってまいりました。このたび報告書を取りまとめるに至りましたので、委員の皆様には既に御配付をさせていただきました。本日の委員会において、報告書を議決していただき、今定例会の最終日に委員会としての報告を行いたいと考えております。

○委員（長瀬りつ君） この報告書については、中間の取りまとめということにさせていただき、質疑再開の動議を提出いたします。（「理由は」と呼ぶ者あり）

理由はというふうに今、他の委員から聞かれましたので——報告書をまとめるに当たり、核心部分の調査ができていないかなというところも出てまいりました。それと2点ほど、部長の審議会の議事録の中での話についての確認も至っていませんし、それから当時、調査の時点では病欠であった職員3人が今はもう現場に復帰しております。ですから、説明を聞くことができるのではないかと状況にもなっておりますので、改めて質疑を再開をしていただきたいと思います。

○委員長（関田 貢君） ただいま長瀬委員から中間報告として質疑を再開されたいとの動議が提出されました。  
お諮りいたします。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（関田 貢君） 起立少数。

よって、質疑を再開されたいとの動議は否決されました。

お諮りいたします。

立野一丁目土地区画整理事業の施行について、本件の調査報告につきましては、各委員の御意見を取り入れた中で作成したものであります。お手元の報告書のとおり決定したいと思います、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（関田 貢君） 次に、特定事件調査、行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

当委員会の特定事件調査事項をお手元に御配付のとおり決したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

次に、閉会中の委員派遣について、お諮りいたします。

ただいま決しました調査のため、委員派遣を行う必要があります。

よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付のとおり、議長に対し委員派遣承認要求をいたしたいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（関田 貢君） これをもって、平成19年第12回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午前11時32分 散会